

山形県水泳競技公認記録認定規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、山形県内で行う水泳競技会及び本県選手（以下「競技会」という）にかかわる公認記録（以下「記録」という）の適正を期するため、その認定について必要な事項を定める。

(記録認定責任者)

第2条 山形県水泳連盟（以下「県水連」という）記録委員長（以下「委員長」という）は、県水連会長の命をうけて記録の認定事務を所管する。

2 その事務処理は適正かつ迅速なるを要する。

3 競技会における記録認定に必要な所管事務は、県水連に加盟している傘下の各地区水泳連盟（以下「地区水連」という）に委託して処理することができる。

第2章 認 定 基 準

(基本原則)

第3条 記録の認定は、日本水泳連盟（以下「日本水連」という）競技規則第12条（記録）にもとづいて行う。

但し、当分の間県内地域における普及・育成施設の状況等を勘案して準拠規程を定めて行う。

(資格)

第4条 競技会の出場資格は日本水連アマチュア規程を適用し、当該大会運営委員会（総務委員）が審査する。

2 競技者の記録の認定に疑義を生じた場合は、速やかに運営委員会を開催して委員長を経て理事会の承認を得るものである。

(競技会)

第5条 競技会は原則として県水連及び地区水連が主管した競技会とする。

2 競技会は4月1日より翌年3月末日までに開催予定の競技会を一括して、1月31日までに県水連に申請して理事会で承認されたものとする。

但し、年度途中において競技会を開催し記録の認定する必要がある場合はその競技会の15日前に委員長に申請し理事会（追認を認める）承認を得るものとする。

(競技会場)

第6条 競技会場は県水連を通して日本水連の公認を受けた競技会場及び再公認の申請中の競技会場とする。

但し、特別の事情がある場合は、未公認競技場であって将来公認競技会場となる見込みのもの及び規則第5条にもとづいて承認を得る場合はこの限りでない。

(競技役員)

第7条 競技会の運営にあたる競技役員は、日水連第1種公認競技役員3名以上及び第2種競技役員5名以上（但し、5年以上の競技役員の経験者を含む）であることを要する。

2 競技会を県水連又は地区水連が主管しない競技会は、規則第5条にもとづいてあらかじめ県水連の承認を得ると同時にその競技会には必ず第1項の競技役員がその運営にあたらなければならない。

(競技者)

第8条 競技者はすべて県水連に登録した者を原則とする。

但し、当分の間、小学生、中学生で県内に在籍している者及び県出身の別途学生登録している者で県水連が主催する競技会の予選会を経て県代表選手となった競技者はこの限りではない。

2 総ての競技会において、競技者は日本水連規程の水泳着を着用するものとする。見苦しいもの、不謹慎なものの着用を禁止する。

3 競技会において競技者は、メーカーの商標が付してある水泳着については商標が16cm²以上のものの着用は禁止する。

第3章 記 録

(報告)

第9条 記録の報告は、別に定める書式に基づいて競技会終了後14日以内に委員長に報告するものとする。

2 県水連が定めた県外における競技会の記録は競技会参加の代表者又は付添者が委員長に報告するものとする。

(集 計)

第10条 集計年度は及び基本方針については別に定める。

(公 表)

第11条 集計記録は理事会の承認を得て行う。

附則。

1. 本規則は、昭和54年4月1日より施行する。
2. 次の事項については、理事会で定める。

(1) 規則の改廃

(2) 第2章 認定基準にかかわる準拠規程

3. 次の事項は記録委員会で協議し理事会の承認を得る。

(1) 第3章 記録にかかわる細部規程

(2) その他記録委員会で必要と定めた事項

置き換え

記録委員長 情報システム委員長

記録委員会 情報システム委員会

第1種公認競技役員 B級公認役員

第2種公認競技役員 C級公認役員

商標 16cm² 30cm²